

東京大学大学総合教育研究センター規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第105号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則第21条第6項の規定に基づき、東京大学大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、東京大学における教育研究の質向上を支援するとともに、東京大学のグローバルな教育イノベーションの展開を支援することを目的とする。

(運営委員会)

第3条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、専任の東京大学教授をもって充てる。

3 センター長は、センターの管理運営を総括する。

4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センターの教員のうちから、センター長が指名する。

3 副センター長は、センター長の職務を助ける。

4 前3項のほか、副センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第6条 センターに、次に掲げる研究部門を置く。

TL 推進部門

教育 DX 推進部門

語学教育推進部門

(事務)

第7条 センターの事務は、本部学務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター

長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京大学大学総合教育研究センター規則第5条に規定する大学発教育支援コンソーシアム連携部門は、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学大学総合教育研究センター規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第3章 全学組織等

○第1節 学内共同教育研究施設

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成17年06月21日

◇平成19年07月01日

◇平成22年03月30日

◇平成23年06月23日

◇平成25年06月27日

◇平成28年09月29日

◇令和元年09月26日

◇令和06年03月21日